

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：12614

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530077

研究課題名(和文) 保険契約における解約返戻金規整の現代化に関する研究

研究課題名(英文) Die Forschung zur modernisierten Rueckkaufswertsregeln des Versicherungsvertrags

研究代表者

金岡 京子 (Kaneoka, Kyoko)

東京海洋大学・海洋科学技術研究科・教授

研究者番号：70377076

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、保険法の片面的強行規定による解約返戻金規整、ドイツにおける長期疾病保険の保険料積立金の活用制度、解約返戻金に関する約款を無効としたドイツの判決、無効となった保険約款を補充したドイツの判決、民法債権法改正要綱案の約款規制による解約返戻金規整の在り方について集中的に研究した。その成果として、現代の日本の状況に対応した解約返戻金規整を実現するためには、最低解約返戻金保障、疾病保険の保険料積立金の活用制度、情報提供規制と約款の明確化を一体化した法制度の構築が必要であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In dieser Forschung habe ich mich damit intensiv befasst, den Rueckkaufswert nach den halbzwingenden Vorschriften des Versicherungsrechts zu kontrollieren, das System der Altersrueckstellung der deutschen Krankenversicherung auch in Japan einzufuehren, die Entscheidungen von BGH ueber die Unwirksamkeit der Klauseln des Rueckkaufswerts und ueber die Bedingungsanpassung durch die ergaenzenden Auslegung der AVB zu kommentieren, und die Methode der Rueckkaufswertsregeln durch die Modernisierung des Schuldrechts aufzustellen.

Als die Ergebnisse dieser Forschung wird es ins Klare gebracht, dass es notwendig auch in Japan ist, den Mindestrueckkaufswert zu regeln, Altersrueckstellung der Krankenversicherung flexibel zu benutzen, und ein neues Rechssystem zu schaffen, die AVB-Kontrolle mit dem Informationspflicht vereinigen wuerde, um die modernisierte Rueckkaufswertsregeln in Japan zu verwirklichen.

研究分野：保険法学

キーワード：民事法学 保険法学 解約返戻金 約款規制 約款の変更 ドイツ保険契約法

1. 研究開始当初の背景

(1) 解約返戻金に関する規律は、保険契約終了時の精算に関する民事法の規律として、2009年に保険法で立法化することが検討されてきた。その際に大きな難問となった論点は、消費者契約法9条1項適用の有無、保険業法による規制(主として算出方法書、事業方法書、約款等基礎書類の認可、情報提供規整等)との関係で、契約法である保険法に解約返戻金に関する一般ルールを規定する必要性があるか否かという問題であった。

(2) 日本の保険法が成立する1年前に改正されたドイツの保険契約法は、保険監督法の責任準備金に関する規制を前提とした解約返戻金の算出方法、最低解約返戻金の設定、解約控除の制限、契約締結費用の透明な情報開示等に関する規定を定めた。

(3) 上記(1)および(2)で示した内外の立法動向を踏まえ、法制審議会保険法部会のワーキングチームで集中的に討議した解約返戻金に関する第一次要綱案において明らかにされた課題を解決し、解約返戻金に関する現代的な規整を実現するためには、保険法の保険料積立金に関する規定による解約返戻金の規律、無解約返戻金型の傷害疾病定額保険における保険料積立金の活用方法、解約返戻金の計算方法等に関する情報開示のための規律、解約返戻金の水準に関する保険監督法の規律、民法債権法改正による解約返戻金約款の新しい内容規制の在り方について、研究する意義があると考え、本研究を開始することとした。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、保険法の片面的強行規定の規範目的とその射程範囲を基礎的に考察すること、解約返戻金に関する適切な情報開示に関する規律、私的自治の保障と財産権保護の観点から要請される解約返戻金の水準に関する規律、および保険監督法で定めるべき規律の具体的内容に関する検討を通して、保険契約における解約返戻金の規整の現代化に関する研究を行うことを目的とするものである。

(2) また本研究は、責任準備金を基礎とする解約返戻金、無解約返戻金型の長期疾病保険の保険料積立金の会社間移転を規定するドイツの現代的な保険契約法および保険監督法との比較法的研究を通して、日本の解約返戻金規整を現代化するために必要不可欠な解釈論および立法論を研究することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 保険法63条および92条の保険料積立金の計算に関する片面的強行規定が解約返戻金の計算に関する規律に及ぶか否かを検

討するために、保険法の片面的強行規定の性質から導かれる解約返戻金の計算モデルを検討した。また、保険法の保険料積立金の計算との関係で解約返戻金計算の規律を考察するに当たっては、解約返戻金の性質について、約款規制の観点から考察した先行研究を踏まえ、解約時の責任準備金から一定の額を控除した後の精算金であると解し、消費者契約法9条1項による規制が及ぶか否かについて検討した。さらに、解約返戻金が保険解約における主たる給付であると解する見解に基づく場合に、解約返戻金に関する約款は、消費者契約法10条による不当条項規制の対象外となるか否かについて検討した。

(2) 低解約返戻金および無解約返戻金の保険料積立金を活用しているドイツの疾病保険に関する保険契約法204条1項の立法的意義、ドイツ保険契約法における基礎給付の強制加入に関する規律の合憲性が争われた裁判例との比較法的検討を行った。

(3) 最低解約返戻金の水準とその設定の可否を研究するために、ドイツの保険契約法169条3項の解約返戻金の計算方法、最低解約返戻金制度導入のきっかけとなったドイツの最高裁レベルの判決における民法307条1項の透明性原則違反による解約返戻金計算約款の無効判決および学説を検討した。

(4) 解約返戻金に関する現代的な情報開示の規律を検討するために、ドイツ保険契約法7条2項、情報提供に関する特別法、およびドイツの解約返戻金約款の内容規制に関する最新の連邦通常裁判所2012年7月25日判決およびその後の2013年9月11日判決を研究することにより、日本における解約返戻金の内容規制基準および情報開示範囲に関する検討を進めた。ドイツの判例、学説および立法動向の研究は、ベルリン自由大学法学部アルムプリュスター教授の協力を得て、推進した。

(5) 民法債権法改正において、約款の内容規制および約款の変更に関する規定の新設が検討されている状況および現段階においても、解約返戻金の計算および情報開示範囲に関する保険業法の規律が定められていない状況を踏まえ、解約返戻金に関する約款が、現代的な民法により内容規制を受け、その結果として、民法の約款変更の枠組みの中で、新しい現代的な解約返戻金約款を定めることが可能であるか否かについて、ドイツ法との比較法的研究を行った。

(6) 民法に約款規制が定められた場合に、保険法63条及び92条による保険料積立金の計算に関する片面的強行規定が解約返戻金規整に及ぶ範囲との関係、消費者契約法9条1項および10条との関係、保険業法による約

款変更留保条項の規整との関係について、理論的に整理し、上記諸規定に加え、保険業法による情報提供および助言にかかわる規律と総合化する形で、解約返戻金に関する現代的規整を実現する方向性を検討した。

4. 研究成果

(1) 主な研究成果は、低解約および無解約返戻金型の疾病保険において、一定の条件の下で保険料積立金を新しい契約に移行させることにより、保険契約者の経済的リスクを軽減する効果がある疾病保険の解約返戻金の現代的規整について、ドイツ法との比較法的検討により、明らかにしたこと、民法債権法改正で検討されている約款規制、消費者契約法による約款規制、保険法の片面的強行規定により、解約返戻金に関する現代的な規整が可能となることを明らかにしたこと、解約返戻金の規整に関しては、保険契約法および保険監督法において明確かつ現代的な規律を定めるドイツにおいても、依然として裁判において、契約初期に解約返戻金がわずかにしか支払われないか、もしくは全く支払われない効果をもたらす解約返戻金の計算式に関する約款の適切性が争われる状態にあることから、情報開示、説明、助言および透明な約款作成に関する規律を一体化した規整の検討が解約返戻金の現代的規整において求められることを明らかにしたことである。

(2) 特に本研究においては、上記(1)に述べた研究の成果として、疾病保険の分野が時代の進展とともに、顧客ニーズにより近い保険が新たに提供され続ける傾向にあること、比較的負担が少ない保険料で長期間継続することに対する指向性が高い保険であることから、日本においても、ドイツ保険契約法204条1項のように、同一保険会社内で、保障の本質は変わらないが、顧客のニーズにより適した疾病保険契約に変更することを希望する保険契約者に対し、変更前の契約において積み立てた保険料積立金をできる限り新契約に移行させ、加齢に伴う保険料の増加を回避するための保護規制が必要であることを明らかにした。さらに本研究においては、費用補償型の疾病保険は、会社間においても保険料積立金の移行による保険料増加回避が可能となる制度を必要としていること、自賠償のような社会保障的要素も取り込んだ補償システム構想を検討すべきであることを明らかにした。

(3) 本研究において得られた成果は、日本保険学会、公益財団法人生命保険文化センター、早稲田大学保険判例研究会等において報告され、保険法分野の研究者、立法関係者、法曹関係者、保険業界との間で活発な議論が行われる契機となった。また解約返戻金の性質および水準に関する他の研究への進展に

もつながり、保険学会および生命保険論集において関連研究の成果が公表されている。

(4) 本研究は、ベルリン自由大学法学部長のクリスティアン・アルムブリュスター教授との学術的交流を通じて、ドイツで実施されている現代的な解約返戻金規整との比較法的研究を展開したことに特徴がある。公益財団法人生命保険文化センターにおいて、日本とドイツの保険法分野の研究者および業界の法制担当者との交流を深める契機となった。本研究におけるドイツ法との比較法的検討の成果は、ドイツの最新の保険監督法の規整を参照した保険業法の改正、保険約款の内容規制に関する学説の進展に寄与するものであると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4件)

クリスティアン・アルムブリュスター、
翻訳 金岡 京子、生命保険の最新動向、生命保険論集、査読有、189号、2014、38-72

金岡 京子、保険法の観点からみた債権法改正の意義、保険学雑誌、査読無、624巻、2014、45-64

金岡 京子、ドイツにおける生命保険約款規制の新たな展開、生命保険論集、査読有、186号、2014、1-36

金岡 京子、ドイツにおける疾病保険の保険料積立金規整、生命保険論集、査読有、179号、2012、129-151

[学会発表](計 3件)

クリスティアン・アルムブリュスター、
通訳 金岡 京子、生命保険の最新動向、公益財団法人 生命保険文化センター(招待講演) 2014年9月25日、生命保険協会3F大会議室(東京都千代田区)

金岡 京子、保険法の観点からみた債権法改正の意義、日本保険学会全国大会、2013年10月26日、愛知学院大学法学部(愛知県日進市)

金岡 京子、民法債権法と保険約款規制、生命保険関係法制研究会、2010年12月2日、生命保険協会3F大会議室(東京都千代田区)

[図書](計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金岡 京子 (KANEOKA, Kyoko)
東京海洋大学・海洋科学技術研究科・教授
研究者番号：22530077

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

クリスティアン・アルムブリュスター
(ARMBRUESTER, Christian)
ベルリン自由大学・法学部・教授